

電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後			現行		
<p>本取引のルール及び概要</p> <p>1. 電子決済手段等取引業と電子決済手段の発行者が行う業務との誤認を防止するための説明及び外国電子決済手段に係る買取措置等</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 外国電子決済手段の預託及び<u>購入</u>の制限</p> <p>当社は、以下のとおり、当社に対する外国電子決済手段の新規預託及び外国電子決済手段の新規<u>購入</u>を制限する場合があります。</p>			<p>本取引のルール及び概要</p> <p>1. 電子決済手段等取引業と電子決済手段の発行者が行う業務との誤認を防止するための説明及び外国電子決済手段に係る買取措置等</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 外国電子決済手段の預託及び<u>販売</u>の制限</p> <p>当社は、以下のとおり、当社に対する外国電子決済手段の新規預託及び外国電子決済手段の新規<u>販売</u>を制限する場合があります。</p>		
取引制限開始事由	制限される取引の内容	取引制限期間	取引制限開始事由	制限される取引の内容	取引制限期間
① 【略】	【略】	【略】	① 【略】	【略】	【略】
②当社が預託を受けている外国電子決済手段の総額（以下「預託総額」という。）が、 <u>当社が本サービスについて別途定める預託上限額</u> （以下「預託上限額」という。）を超過し、かつ、当社がその旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知したとき（以下「取	・当該外国電子決済手段の新規預託※ ・当該外国電子決済手段の新規 <u>購入</u>	取引制限開始事由②の発生後、預託総額が預託上限額を十分に下回る状態になったと当社が判断し、かかる旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知するまでの間	②当社が預託を受けている外国電子決済手段の総額（以下「預託総額」という。）が、 <u>本サービスの定める預託上限額</u> （以下「預託上限額」という。）を超過し、かつ、当社がその旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知したとき（以下「取引制限開始事由	・当該外国電子決済手段の新規預託※ ・当該外国電子決済手段の新規 <u>販売</u>	取引制限開始事由②の発生後、預託総額が預託上限額を十分に下回る状態になったと当社が判断し、かかる旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知するまでの間

電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後			現行		
引制限開始事由②」という。)			②」という。)		
※【略】			※【略】		
<p>(4) <u>1日当たりの預託上限額の設定及び超過分の返送</u></p> <p>当社は、以下のお客様が1日あたりに当社に預託できる電子決済手段（当社が別途指定する銘柄に限り、現時点において当社が指定する銘柄はアールエルユーエスディー(RLUSD)となります。以下本(4)において同様です。)の上限額を設けております。</p> <p>お客様が当該上限額を超える分の電子決済手段を当社に送付した場合、当社は当該電子決済手段（当該1日あたりの上限額を超える分に限ります。）を移転元に返送いたします。なお、当該1日あたりの上限額については、別途当社ホームページ等にて告知いたします。</p> <p>※お客様が当社の管理するウォレットアドレスに当該1日あたりの上限額を超える電子決済手段を移転（入庫）させたとしても、当該電子決済手段（当該1日あたりの上限額を超える分に限ります。）については、お客様から預託を受けたものとして取り扱いません。</p>			<p>(4) <u>(新設)</u></p>		
<p>(5) <u>当該買取りを行うために必要な資産の保全等の措置</u></p> <p>【略】</p>			<p>(4) <u>当該買取りを行うために必要な資産の保全等の措置</u></p> <p>【略】</p>		
2. 【略】			2. 【略】		

電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>3. 取引方式</p> <p>本取引は現物取引により行われます。現物取引は、当社が提示した価格で当社自身がお客様の相手方となり、売買を成立させる販売所取引（店頭取引）となります。当社は、販売所取引（店頭取引）における現物取引に関して、価格変動リスクを軽減するために、カバー取引を行っております。当社の判断での下記のカバー先（電子決済手段の流動性供給者）との取引となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Circle Internet Financial, LLC ・ <u>Ripple Markets APAC</u> ・ <u>Standard Custody & Trust Company, LLC</u> ・ <u>SBI 新生信託銀行株式会社</u> <p>4. 取扱電子決済手段に関する説明</p> <p>(1) 電子決済手段の名称等</p>	<p>3. 取引方式</p> <p>本取引は現物取引により行われます。現物取引は、当社が提示した価格で当社自身がお客様の相手方となり、売買を成立させる販売所取引（店頭取引）となります。当社は、販売所取引（店頭取引）における現物取引に関して、価格変動リスクを軽減するために、カバー取引を行っております。当社の判断での下記のカバー先（電子決済手段の流動性供給者）との取引となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Circle Internet Financial, LLC ・ <u>(新設)</u> ・ <u>(新設)</u> ・ <u>(新設)</u> <p>4. 取扱電子決済手段に関する説明</p> <p>(1) 電子決済手段の名称等</p>

電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後			現行		
電子決済手段の 名称	発行者の情報	発行者の代表者	電子決済手段の 名称	発行者の情報	発行者の代表者
ユーエスディー シー (USDC)	Circle Internet Financial, LLC (以下「Circle 社」) 所在地：米国 マサチューセッツ州	Jeremy Allaire	ユーエスディー シー (USDC)	Circle Internet Financial, LLC (以下「Circle 社」) 所在地：米国 マサチューセッツ州	Jeremy Allaire
<u>アールエルユー エスディー (RLUSD)</u>	<u>Standard Custody & Trust Company, LLC (以下「Standard Custody & Trust 社」)</u> 所在地：米国 ニューヨーク州	<u>Jack McDonald</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>ジェイピーワイ エスシー (JPYSC)</u>	<u>SBI 新生信託銀行株式会社 (以下「SBI 新生信託銀行」)</u> 所在地：日本 東京都	<u>岩井 正貴</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(2) 発行者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続電子決済手段の名称等			(2) 発行者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続電子決済手段の名称等		
銘柄	償還請求権の内容及びその行使に係る手続		銘柄	償還請求権の内容及びその行使に係る手続	
USDC	【略】		USDC	【略】	
RLUSD	<u>RLUSD の保有者は、発行者 (Standard Custody & Trust 社) から 1RLUSD につき 1 米ドルの償還を受けることが可能である。RLUSD の保有者が償還を希望する場合、発行者により当該保有者の RLUSD トークンが削除 (burn) され、当該保有者の口座に法定通貨が送金される。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
JPYSC	JPYSC の保有者は、発行者 (SBI 新生信託銀行) から 1JPYSC		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後					現行				
につき1円の償還を受けることが可能である。JPYSCの保有者が償還を希望する場合、発行者により当該保有者のJPYSCトークンが削除 (burn) され、当該保有者の口座に法定通貨が送金される。									
※ 【略】					※ 【略】				
5. 取扱電子決済手段の詳細取引方式 取引の対象となる電子決済手段銘柄（銘柄ペア）、取引単位、呼値の単位、一回あたりの最小、最大注文数量は下記のとおりです。					5. 取扱電子決済手段の詳細取引方式 取引の対象となる電子決済手段銘柄（銘柄ペア）、取引単位、呼値の単位、一回あたりの最小、最大注文数量は下記のとおりです。				
銘柄ペア	取扱単位	呼値の 単位	1回当たり 最小発注数量	1回当たり 最大発注数量	銘柄ペア	取扱単位	呼値の 単位	1回当たり 最小発注数量	1回当たり 最大発注数量
USDC/JPY	0.01	0.001	1	100万円相当額	USDC/JPY	0.01	0.001	<u>1.00</u>	100万円相当額
<u>RLUSD/JPY</u>	<u>0.01</u>	<u>0.001</u>	<u>1</u>	<u>100万円相当額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>JPYSC/JPY</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>100,000,000</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
※ 【略】					※ 【略】				
6. 【略】					6. 【略】				
7. 取引価格 販売所取引 (1) お客様は、 <u>USDC 及び RLUSD</u> については、 <u>1USDC=1USD 及び 1RLUSD=1USD</u> として円換算した価格に基づいて当社が提示する Ask 価格で買い付け、Bid 価格で売り付けることができます。なお、当社が					7. 取引価格 販売所取引 (1) お客様は、 <u>1USDC=1USD</u> として円換算した価格に基づいて当社が提示する Ask 価格で買い付け、Bid 価格で売り付けることができます。なお、当社が提示する Ask 価格と Bid 価格との間には、一定のスプレッ				

電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後			現行		
<p>提示する Ask 価格と Bid 価格との間には、一定のスプレッドを設けます。スプレッドは、価格提示時点の市場実勢に基づいて当社が決定します。また、円換算にあたっては、SBI リクイディティ・マーケット株式会社の配信する為替レートを用います。</p> <p><u>なお、JPYSC については、スプレッドを設けませんので、お客様は常に 1JPYSC=1JPY の固定価格で買付け及び売付けをすることができます。</u></p>			<p>ドを設けます。スプレッドは、価格提示時点の市場実勢に基づいて当社が決定します。また、円換算にあたっては、SBI リクイディティ・マーケット株式会社の配信する為替レートを用います。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>		
銘柄	販売所価格	円換算に用いる基準	銘柄	販売所価格	円換算に用いる基準
USDC	【略】	【略】	USDC	【略】	【略】
RLUSD	<u>1RLUSD=1USD として円換算した価格に基づき、当社が提示する Bid 価格及び Ask 価格</u>	<u>SBI リクイディティ・マーケット株式会社の配信する為替レート</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
JPYSC	<u>1JPYSC=1JPY の固定価格</u>	<u>該当なし（円建のため）</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<p>(2) 【略】</p> <p>8. 【略】</p> <p>9. 注文の種類 注文の種類は、以下のとおりとなります。 【略】 <u>なお、JPYSC については、ストリーミング注文のみとなります。</u></p>			<p>(2) 【略】</p> <p>8. 【略】</p> <p>9. 注文の種類・指示・方法 注文の種類は、以下のとおりとなります。 【略】 <u>(新設)</u></p>		

電子決済手段取引説明書（VCTRADER サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行																		
<p>10. 注文の指示・方法 注文の指示・方法については以下のとおりとなります。</p> <p>【略】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ストーリーミング</u>注文、指値注文の有効期限はありません。ただし、本サービスの更新等により注文が取消されることがあります。 <p>【略】</p> <p>11. 【略】</p> <p>12. 金銭・電子決済手段の入金・出金、入庫・出庫、預託、移転等</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 電子決済手段の入出庫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">銘柄</th> <th style="width: 30%;">入出庫に係る小数点以下の有効桁数</th> <th style="width: 50%;">出庫最高額 (1回当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>USDC</td> <td style="text-align: center;">6桁</td> <td style="text-align: center;">100万円に相当する額</td> </tr> <tr> <td><u>RLUSD</u></td> <td style="text-align: center;">6桁</td> <td style="text-align: center;">100万円に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) お客様は、当社に対して電子決済手段の出庫指図を行う場合、出庫先に係るブロックチェーンを選択するものとし、当社はこれに従い出庫を行うものとします。当該出庫に当たり当社がお客様から受領する手数料は以下のとおりです。なお、同じ銘柄の電子決済手段であっても、異なるブロックチェーンの間でこれを移転させることはできませんので、出庫先に係るブロックチェーンの選択の際はご注意ください。</p>	銘柄	入出庫に係る小数点以下の有効桁数	出庫最高額 (1回当たり)	USDC	6桁	100万円に相当する額	<u>RLUSD</u>	6桁	100万円に相当する額	<p>10. 注文の指示・方法 注文の指示・方法については以下のとおりとなります。</p> <p>【略】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>成行</u>注文、指値注文の有効期限はありません。ただし、本サービスの更新等により注文が取消されることがあります。 <p>【略】</p> <p>11. 【略】</p> <p>12. 金銭・電子決済手段の入金・出金、入庫・出庫、預託、移転等</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 電子決済手段の入出庫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">銘柄</th> <th style="width: 30%;">入出庫に係る小数点以下の有効桁数</th> <th style="width: 50%;">出庫最高額 (1回当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>USDC</td> <td style="text-align: center;">6桁</td> <td style="text-align: center;">100万円に相当する額</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) お客様は、当社に対して電子決済手段の出庫指図を行う場合、出庫先に係るブロックチェーンを選択するものとし、当社はこれに従い出庫を行うものとします。当該出庫に当たり当社がお客様から受領する手数料は以下のとおりです。なお、同じ銘柄の電子決済手段であっても、異なるブロックチェーンの間でこれを移転させることはできませんので、出庫先に係るブロックチェーンの選択の際はご注意ください。</p>	銘柄	入出庫に係る小数点以下の有効桁数	出庫最高額 (1回当たり)	USDC	6桁	100万円に相当する額	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
銘柄	入出庫に係る小数点以下の有効桁数	出庫最高額 (1回当たり)																	
USDC	6桁	100万円に相当する額																	
<u>RLUSD</u>	6桁	100万円に相当する額																	
銘柄	入出庫に係る小数点以下の有効桁数	出庫最高額 (1回当たり)																	
USDC	6桁	100万円に相当する額																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																	

電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後			現行		
銘柄	対応ブロックチェーン	出庫手数料	銘柄	対応ブロックチェーン	出庫手数料
USDC	ETH	無料	USDC	ETH	無料
<u>RLUSD</u>	<u>ETH</u>	<u>無料</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<p>(3) ~ (4) 【略】</p> <p>(5) 100万円超の外国電子決済手段の預託の制限について お客様が当社に預託した外国電子決済手段の金額が100万円相当額を超える場合、当社は、当該外国電子決済手段が送金手段として利用されるものかどうかを確認します。当該確認の結果、当社が必要と認める場合、当該外国電子決済手段について、当社によるお客様からの買取りその他の方法により、その<u>預託</u>状態を解消させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>(6) 【略】</p> <p>13. ~ 17. 【略】</p> <p>18. 電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが発生した場合の対応 (1) ハードフォークが生じた場合の発行者の対応方針 本サービスが取り扱う電子決済手段に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート</p>			<p>(3) ~ (4) 【略】</p> <p>(5) 100万円超の外国電子決済手段の預託の制限について お客様が当社に預託した外国電子決済手段の金額が100万円相当額を超える場合、当社は、当該外国電子決済手段が送金手段として利用されるものかどうかを確認します。当該確認の結果、当社が必要と認める場合、当該外国電子決済手段について、当社によるお客様からの買取りその他の方法により、その<u>寄託</u>状態を解消させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>(6) 【略】</p> <p>13. ~ 17. 【略】</p> <p>18. 電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが発生した場合の対応 (1) ハードフォークが生じた場合の発行者の対応方針 本サービスが取り扱う電子決済手段に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート</p>		

電子決済手段取引説明書（VCTRADER サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後			現行		
トによる分岐現象（以下「ハードフォーク」といいます。）の実行が見込まれる場合における、当該電子決済手段の発行者における対応方針は次のとおりです。			トによる分岐現象（以下「ハードフォーク」といいます。）の実行が見込まれる場合における、当該電子決済手段の発行者における対応方針は次のとおりです。		
電子決済手段の銘柄	発行者	対応方針	電子決済手段の銘柄	発行者	対応方針
ユーエスディーシー (USDC)	【略】	【略】	ユーエスディーシー (USDC)	【略】	【略】
アールエルユーエス ディー (RLUSD)	Standard Custody & Trust 社	https://ripple.com/legal/s-tablecoin/	(新設)	(新設)	(新設)
ジェイピーワイエス シー (JPYSC)	SBI 新生信託銀行	<u>ハードフォークによるブロックチェーンの分岐により、新しい別個の財産的価値等が生じた場合には、SBI 新生信託銀行は元本受益権に対応するJPYSC が記録されるブロックチェーンを決定し、速やかに公表又はお客様に対して通知する。</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(2) ~ (3)	【略】		(2) ~ (3)	【略】	
19. ~ 21.	【略】		19. ~ 21.	【略】	

電子決済手段取引説明書（VCTRADER サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
(2026年 <u>6</u> 月 <u>24</u> 日現在)	(2026年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在)